

(案)

(造請－４２)

## 造 林 事 業 請 負 契 約 書

- 1 事 業 名 造林事業（奈良ノ木国有林57林班い5小班外6 下刈作業外4）
- 2 事 業 場 所 香川県仲多度郡まんのう町勝浦 奈良ノ木国有林57林班い5小班外6
- 3 事 業 量 別紙、事業内訳書に記載のとおり
- 4 事 業 期 間 自 契約締結日の翌日から  
至 令和7年3月4日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請 負 金 額 金 円也  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額  
金 円也）
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除区分	選択事項		選択事項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	2 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日	備考

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年2月20日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 住所 香川県高松市上之町2丁目8番26号  
 氏名 分任支出負担行為担当官  
 四国森林管理局  
 香川森林管理事務所長 ○○ ○○ 印

請負者 住所  
 氏名  
 印

(造請-43)  
別紙

## 事業内訳書

記入 番号	作 業 種	国有林名	林小班	面積 (数量)	単 位	樹種・本数			事業期間等	備考
						スギ	ヒノキ	ケヤキ		
2	地拵	東雲辺山	70い	4.00	ha	—	—	—	自 契約締結日の翌日から 至 令和7年3月4日まで	全刈
2	植付	東雲辺山	70い	4.00	ha	2,240本	3,460本	4,890本	自 契約締結日の翌日から 至 令和7年3月4日まで	針:2,400本/ha 広:3,000本/ha
4	下刈	奈良ノ木	57い5	5.13	ha	—	—	—	自 契約締結日の翌日から 至 令和7年3月4日まで	筋刈 履行期間別途協議
5	下刈	下福家	58は1	4.21	ha	—	—	—	自 契約締結日の翌日から 至 令和7年3月4日まで	筋刈 履行期間別途協議
6	下刈	下福家	58に31	6.15	ha	—	—	—	自 契約締結日の翌日から 至 令和7年3月4日まで	全刈 履行期間別途協議
7	下刈	末美谷山	78は1	4.42	ha	—	—	—	自 契約締結日の翌日から 至 令和7年3月4日まで	全刈 履行期間別途協議
8	下刈	末美谷山	80い1	4.48	ha	—	—	—	自 契約締結日の翌日から 至 令和7年3月4日まで	筋刈 履行期間別途協議
9	下刈	末美谷山	80い2	5.80	ha	—	—	—	自 契約締結日の翌日から 至 令和7年3月4日まで	全刈 履行期間別途協議
	下刈計			30.19	ha					
2	鹿防護網設置	東雲辺山	70い	1.60	km	—	—	—	自 契約締結日の翌日から 至 令和7年3月4日まで	
2	歩道新設	東雲辺山	70い	217	m	—	—	—	自 契約締結日の翌日から 至 令和7年3月4日まで	

1. 本数伐採率は実地調査（収穫調査）の本数伐採率とする。
2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は（本）、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率（%）、下段はha当たりの目安伐採本数（本）である。

## 地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

### (1) 筋 置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅 2.5 m                      筋置幅 1.5 m

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、(1)アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。

### (2) 枝条存置

ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。

イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。

### (3) 線 地 拵

ア 植筋線の刈払物等は、地上20 cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

(注) 植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。

(4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。

(5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

(造請一 1 3)

## 植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第 2 8 条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
  - (1) 植付本数

ha 当たり	2,400 本	(針葉樹 スギ・ヒノキ)
ha 当たり	3,000 本	(広葉樹 ケヤキ)
  - (2) 列間距離

列間距離	2.0m	苗間距離	2.10m	(針葉樹 スギ・ヒノキ)
列間距離	2.0m	苗間距離	1.70m	(広葉樹 ケヤキ)
  - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が 2cm 程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第 1 項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より 2 cm 程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

## 下刈作業仕様書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第30条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
  - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の1/3以下、置筋については1/2以下に刈り払うものとする。
  - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の1/3以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第32条及び第38条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
許容損傷率	5%	4%	3%	2%	1%

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

# 材 料 仕 様 書

1 この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2 材料の規格及び数量

材 料 名	規 格	数 量	単 位	備 考
スギコンテナ苗	根径4mm上 苗長35cm以上	2,240	本	2,400本/ha
ヒノキコンテナ苗	根元径4mm上 苗長35cm以上	3,460	本	2,400本/ha
ケヤキコンテナ苗	苗長60cm以上	4,890	本	3,000本/ha
鹿防護網 (L字ネット)	下記5のとおり	33	セット	セット内訳は5のとおり

3 請負者は、2を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

4 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

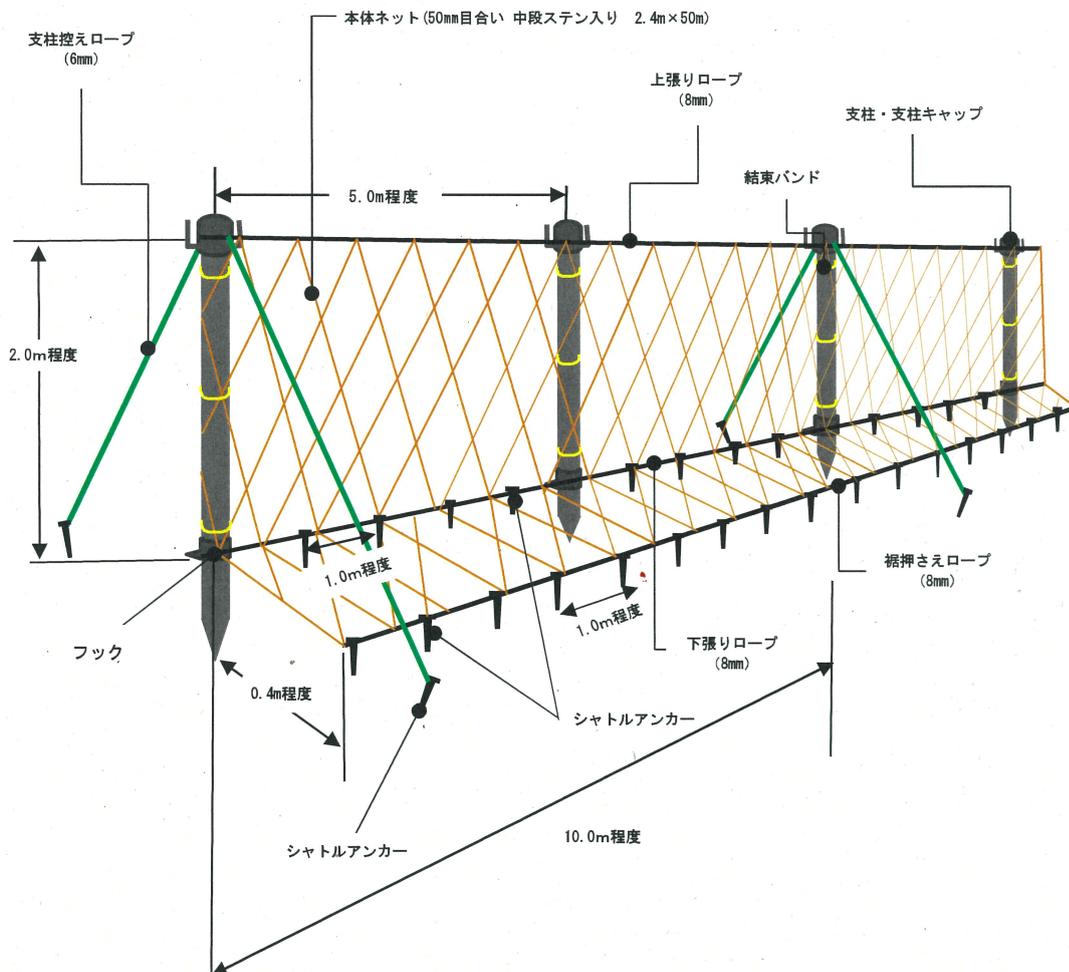
5 鹿防護網 (L字ネット) については、下記を1セットとする。

番号	名 称	品質・規格	数量	単位
①	本体ネット	50mm目合 2.4m×50m 上段1m：(PE400D/30本) 中段1m：ステンレス線入り (PE400D/30本φ0.29/4本) 下段0.4m：(PE400D/30本) 上張り、下張り、裾押さえロープ付き (φ8mm) 視認性の良い色 (ブルー・オレンジ等)	1	枚
②	支柱	φ33×2400mm FRP	10	本
③	支柱キャップ	φ33用	10	個
④	フック	φ33～35用	10	個
⑤	支柱控えロープ	φ6mm×55m PEロープ	1	巻
⑥	シャトルアンカー	400mm	100	本
⑦	結束バンド	100～200mm 1袋100本入り 耐候性	0.3	袋
⑧	補修糸	2.6mm×55m PEロープ ステンレス入り	0.1	巻

6 鹿防護網については、上記5及び別紙「防護網設置定規図」を参考とし同等又は同等以上のものとする。

## 鹿防護網（L字ネット）設置仕様書及び定規図

- 1 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
- 2 鹿防護網は、下記の寸法を基本として設置すること。
- 3 鹿防護網設置箇所は枝条及び下草を取り除くこと。
- 4 支柱の間隔は5.0m程度とし、上張りロープが垂れ下がらないよう設置すること。
- 5 支柱と本体ネットは、上・中・下3箇所、結束バンドで固定すること。
- 6 下張りロープと押さえロープの間は、区域の外側に広げて地面に接するように敷くこと。
- 7 シャトルアンカーは、下張りロープに1.0m程度の間隔、裾押さえロープに1.0m程度の間隔で設置し、ロープと地面に隙間ができないようしっかりと固定すること。
- 8 支柱控えロープの固定は、シャトルアンカーを使用すること。
- 9 フックは支柱にしっかりと固定し、下張りロープを1回巻きつけること。
- 10 歩道と接続する箇所は、開閉できる出入口を作製すること。
- 11 その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。



## 特 記 仕 様 書

1. 請負者は、別紙の技術提案については、確実に履行すること。なお、技術等にかかわる提案が履行できなかった場合で、再度事業の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求を行うことがある。
2. 事業完了後における検査の「合否」の判断については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書に基づき適切に実施されており、かつ検査要領に定める基準に適合している場合には「合格」とする。ただし、事業完了後の検査の際の確認において、請負者の責により、技術提案の履行状況が記載内容を満たすものでない場合は、満たさない評価項目ごとに、事業成績評定の点数を3点ずつ減ずることとする。

### 事業計画上の考慮事項

造林事業（奈良ノ木国有林57林班い5 小班外 6 下刈作業外 4）

会社名：

- 標記の技術提案については以下のとおり提案します。  
なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
  - 標記の技術提案については以下のとおり提案します。  
なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
  - 標記については、標準案に基づき実施します。
- ※ いずれかに■またはレ点を記入すること。

◆ 提案事項	事業の手順等の工夫等
項目	具体的な実施方法

（備考） 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度とする。

注) 提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は具体的な方法を記入する。



### 発注者が指定した課題への対応

造林事業（奈良ノ木国有林57林班い5小班外6 下刈作業外4）

会社名：

- 標記の技術提案については以下のとおり提案します。  
なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
  - 標記の技術提案については以下のとおり提案します。  
なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
  - 標記については、標準案に基づき実施します。
- ※ いずれかに■またはレ点を記入すること。

◆ 指 定 課 題	複数地域にまたがる造林事業において効率的な作業の取り組み
-----------	------------------------------

項 目	具 体 的 な 実 施 方 法

（備 考） 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度とする。

注) 提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は具体的な方法を記入する。

### 作業における品質確保

造林事業（奈良ノ木国有林57林班い5小班外6 下刈作業外4）

会社名：

- 標記の技術提案については以下のとおり提案します。  
なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
  - 標記の技術提案については以下のとおり提案します。  
なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
  - 標記については、標準案に基づき実施します。
- ※ いずれかに■またはレ点を記入すること。

◆ 提案事項	品質を確保するための作業方法等の工夫等
--------	---------------------

項 目	具 体 的 な 実 施 方 法

（備考） 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度とする。

注) 提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は具体的な方法を記入する。

### 安全確保に向けた対策

造林事業（奈良ノ木国有林57林班い5小班外6 下刈作業外4）

会社名：

- 標記の技術提案については以下のとおり提案します。  
なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
  - 標記の技術提案については以下のとおり提案します。  
なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
  - 標記については、標準案に基づき実施します。
- ※ いずれかに■またはレ点を記入すること。

◆ 提案事項	作業時の安全確保に向けた対策等
--------	-----------------

項目	具体的な実施方法

（備考） 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度とする。

注) 提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は具体的な方法を記入する。